

## 【平成2年度】

## 8-103 平成2年度財政事情の概略試算

(単位：億円)

	元年度予算		2年度予算		備 考
		63' → 元'		元' → 2'	
(歳入)					
税 収	510,100	59,200	580,000	70,000 ± α	
税 外 収 入	9,932	△4,755	12,000	2,000	
N T T	13,000	0	(13,000)	(0)	・元年度のNTT株式売却中止に伴い、財源問題も含め検討
公 債 金	71,110	△17,300	58,000	△13,000	・特例公債依存体質脱却
計	604,142	37,145	650,000 (外13,000)	59,000	
(歳出)					
国 債 費	116,649	1,529	143,000	27,000	・143,000 = 概算要求額 - 63' 剰余金 (17,321)
地方交付税	133,688	24,632	154,000	20,000	
N T T	13,000	0	13,000	0	
一 般 歳 出	340,805	10,984	360,000	19,000	・実質要求 = 2' 概算要求 (10,300) + ベア
経常部門	268,699	9,724			関連その他 (約9,000)
投資部門	72,106	1,260			
計	604,142	37,145	670,000	66,000	
要 調 整 額	—		7,000 ± α		・NTT事業の財源を別にして要調整額を算出

(出所) 財政制度審議会総会 (第4回) 平成元年12月14日配付資料(1) (財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」123ページ)。

## 8-104 消費税の見直しに関する基本方針

平成元年12月1日  
自由民主党

(概要)

消費税の見直しに関する基本方針  
—消費者の立場に立って思い切って見直します—

基本的考え方

1. 国民各層の声を幅広く吸収し、消費税をめぐる様々な指摘をすべて検討の対象としました。
2. 先の参議院選挙における国民の厳しい批判を謙虚に受け止め、消費者の立場を十分考慮し、思い切って見直しを行いました。

3. 消費税は、税負担の公平や我が国の将来を考えると、なくてはならない税制であり、国民の一層の理解を得られるよう、これからも全力を尽くしてまいります。
4. 新税制に対する国民の理解を深めるため、資産格差の拡大から生ずる不公平感や、給与所得とその他の所得との間に見られる不均衡感を除く努力をこれからも強力に推進してまいります。

### I 逆進性の緩和及び社会政策的配慮の充実

— 消費税は、同じ消費に対し同じ金額の負担を求めるという意味で公平な税金ですが、他方、所得に対し逆進的であると言われます。そこで、この逆進性を緩和し、社会政策的配慮を充実するため、次の措置を講ずることとします。

#### (1) 生活の糧への配慮

- ・ **全ての食料品**（酒類を除く。）……
- 消費者が買う場合 **非課税**
- 事業者間では **特別低税率（1.5%）**

**小売非課税 + 事業者間特別低税率** は、全段階非課税の場合より、消費者にとっても事業者にとっても、優れた制度です。

- 消費者が買う日々の食料品は、これまでの課税されていた時と比べると、その負担が半分以下に軽減されます。……この方式の下では、総体的にみて全段階非課税の場合よりも値下がり幅は大きく、しかも卸売業者から小売業者への販売価格は特別低税率の採用で確実に1.5%下がりますから、消費者が買う価格も確実に下がることになります。
- 消費税の基本的な仕組みを損なわないので、経済取引への悪影響が生じません。
- 主要先進国のうちで食料品について特例を講じている国は、ほとんどが軽減税率の仕組みを採用しています。

#### (2) 暮らしの基本への配慮

- ・ **住宅家賃……非課税**

○適用対象……個人に対する住宅の貸付け（一時的貸付けを除く。）

#### (3) 生命を尊ぶ気持ちへの配慮

- ・ **出産費及び火葬・埋葬料……非課税**

○現行の非課税措置……異常分娩費

#### (4) 学校教育に対する家計負担の軽減

- ・ **入学金**
  - ・ **施設設備費**
  - ・ **学籍証明等手数料**
  - ・ **教科用図書**
- ……………非課税

○現行の非課税措置……授業料、入学検定料のみ

#### (5) 社会的に弱い立場の方々への配慮

- ・ **身体障害者用品**
  - ・ **第2種社会福祉事業**
  - ・ **在宅福祉サービス**
- ……………非課税
- ホーム・ヘルパー、ショート・ステイ、デイ・サービス—

○社会福祉事業法に規定する第2種社会福祉事業のうちこれまで非課税でなかったもの

- (例)①老人福祉センター、  
②身体障害者福祉センター、  
③母子福祉施設、④老人保健施設、  
⑤児童厚生施設、  
⑥精神薄弱者福祉ホーム 等

○寝たきり老人等に対する在宅サービス

- (例)①ホーム・ヘルパー（家庭に派遣され、在宅老人の身のまわりの世話をする人）  
②ショート・ステイ（家族が病気などの場合、在宅老人を一時施設で世話すること）  
③デイ・サービス（在宅老人に対する入浴、食事サービス等の提供）

〔(1)～(5)の措置は平成2年10月1日から実施を原則として、検討します。〕

## (6) 年金受給者への一層の配慮

・年金受給者の所得税・住民税……減税  
—公的年金等控除額の引上げ—

○年金受給者の税負担を軽減するため、公的年金等控除額を引き上げ、年金受給者の所得税・住民税を減税します。〔平成2年分の所得税（住民税については平成3年度分）から適用〕

区 分	65歳以上	65歳未満
定額控除額の引上げ	100万円 (現行80万円)	50万円 (現行40万円)
最低保証額の引上げ	140万円 (現行120万円)	70万円 (現行60万円)
(参考) 課税最低限	321.8万円 (現行301.8万円)	200.9万円 (現行190.9万円)

(注) 夫婦世帯の所得税の課税最低限

## Ⅱ 消費者の立場から指摘された問題点の是正

「消費者の負担した税相当額の一部が国庫に納付されないのではないか」

### (1) 事業者免税点制度等の見直し

1. 事業者免税点制度、簡易課税制度等は、中小零細事業者の消費税の申告・納付等の事務負担に配慮した制度であり、申告・納付が一巡する来年の5月までは、中小零細事業者の値決めや事務負担の実態等の把握に努める必要があります。これらの制度をどう見直すかについては、そのような実態把握を十分行い、検討のうえ見直しを提示します。
2. なお、簡易課税制度のみなし仕入れ率（現行80%及び90%）については、実態に合わせ速やかな対応が可能となるよう今回の改正で政令委任事項とします。

「大企業を中心として納税するまでの間に運用益を得ているのではないか」

### (2) 中間申告・納付回数の増加

〔平成2年10月1日以降〕  
大企業（年税額300万円超）の中間申

告・納付回数を3回に増やし（現行1回）、3か月に一度申告・納付が行われる（現行半年に一度）こととします。

「個人消費と事業用消費の税負担にアンバランスがあるのではないか」

### (3) 消費税の仕入税額控除の制限

〔平成2年10月1日以降〕

個人消費と同様の性質を有する事業用消費のうち、①交際費等、②一定の乗用自動車等については、事業者の仕入税額控除を認めないこととし、個人消費と同様の負担を求めます。

「円滑な転嫁のための措置は必要最小限のものに止めるべきではないか」

### (4) 共同行為（転嫁・表示カルテル）の取扱い

転嫁・表示カルテルについては、転嫁の実施状況等を踏まえ、廃止について検討します。

## Ⅲ 消費税の税額表示

消費者の立場に立って、商品を買う時に最終的にいくら払えばよいのかははっきりわかるような表示に努めます。

## Ⅳ 消費税の用途の明確化

平成2年度以降、消費税収（国分）を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨を法律で明確にします。

## Ⅴ 高齢化に対応した公共福祉サービスの充実

- 高齢化に対応して、すべての国民が安心してその老後を送ることのできるよう、公共福祉サービスについて、高齢者保健福祉推進10か年戦略を推進します。
- 10か年の総事業費について、5兆円を上回る規模を確保します。

## Ⅵ 非課税の拡大等に伴う事務処理の円滑化等

- 非課税の拡大等に伴い発生する事業者の事務負担を軽減し、制度の変更に対応する

準備期間を確保するため、次の措置を実施します。

1. 消費税関連ソフトウェアの任意償却の適用期限を平成3年3月31日まで1年間延長
2. 特定事務用機器の即時償却の適用期限を平成3年9月30日まで1年間延長
3. 簡易課税選択届出等の提出期限について弾力的運用を図る。

自由民主党は、子供たちと日本の将来のため、恒久的な税制として消費税を含む抜本的税制改革を実現しました。今回の見直しは、この新たな税制が、21世紀の豊かな長寿福祉社会を支える礎となるためのものです。将来のあるべき税制、いわば本建築の姿を示すことなく、国民を2年間の暫定税制と言うバラック小屋に追い立てるような試みを見逃ごすことは絶対にできません。

国民の皆様の御理解を切にお願い申し上げます。

—自由民主党—

## 「消費税の見直しに関する基本方針」〔全文〕

### 第一 基本的考え方

先般の抜本的な税制改革は、来るべき高齢化社会を展望し、所得、消費、資産等の間で均衡がとれた税体系を確立することにより、すべての人々が社会共通の費用を公平に分かち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不公平感をなくすことを目的としたものである。

我が党は、この目的の達成のため、昭和62年4月の衆議院議長裁定の趣旨を体し税制全般にわたり抜本的な見直しを行い、昭和63年6月に「税制の抜本改革大綱」を決定した。

その基本的考え方に立って同年7月国会に提出された税制改革関連法案は、議会政治の原則を無視した野党の審議拒否に遭いながらも同年12月末に成立をみた。

この税制改革の一環として創設された消費税は、税負担の公平や我が国の現況及び将来展望からみて極めて大きな意義を持つ税制で

あり、我が党は政府と一体となって、その円滑な導入及び定着のために各般の努力を傾注してきた。

消費税の実施状況を現在までのデータに基づいて分析すると、導入前に懸念された税の転嫁の状況、物価の状況、消費動向等については、この種の税が導入されている世界各国の例と比較しても極めて良好な推移を示しており、この間の国民各位の的確な対応と協力に対し改めて心からお礼申し上げるものである。

しかし、何と云っても消費税は新しい税制であり、国民の中には未だに煩わしさを感じている方も多く、制度の内容についての意見も種々存在する。また、消費税については、導入後その定着状況等を勘案しつつ見直しを行うことが、税制改革関連法案に関する与野党協議に基づき、税制改革法の修正により法定されている。我が党はこの趣旨に基づき、先の参議院選挙における国民の厳しい批判を謙虚に受け止めたうえで、国民各層の声を幅広く吸収し、消費税の実施状況の実態等を把握しながら、消費者の立場を十分考慮した思い切った見直しに向けて鋭意検討を重ねてきた。

消費税の見直しに当たっては、国民に対する先般の税制改革の趣旨の説明の問題、この税の持つ所得に対する逆進性や社会政策的配慮の問題、納税義務者となる中小零細事業者の納税事務負担への配慮のあり方の問題、税の転嫁に際しての価格表示の問題、消費税収の用途の問題等国民各層の様々な指摘を総て検討の対象とし、この税の趣旨、制度の内容等について、更に一層国民の理解が得られるよう各般の措置を講ずることとした。

なお、先般の税制改革においては、所得税、法人税、相続税の分野において、不公平是正を目的として、株式のキャピタル・ゲインの原則課税、社会保険診療報酬課税の特例の見直し、みなし法人課税の適正化、法人の土地取得に係る負債の利子の損金不算入、相続前3年以内に取得した土地等の課税の特例など広く見直しが行われた。そもそも消費税の導入自体も、極端に所得に偏った税負担の是正や個別間接税制度の不合理な負担の求め方への反省など、不公平是正をその目的の1つと

していた。

しかしながら、今日なお国民の不公平感は十分には癒されていない。特に、地価の高騰に伴う資産格差の拡大から生ずる不公平感や、給与所得とその他の所得の間に見られる不均衡感の除去については、今後とも積極的に対応していかなければならない。これらの努力を強力に推進することは、新税制に対する国民の理解を求めるためにも不可欠であり、引き続き審議する平成2年度税制改正においてもできる限りその実現を図る必要がある。

## 第二 具体的内容

### 1. 逆進性の緩和及び社会政策的配慮の実施

現行の消費税においては、課税の公平を図るとともに事業者の事務負担や経済取引への影響に配慮する等の見地から、非課税範囲を対最終消費者サービス（事業者が購入しないサービス）のうち、特に社会政策的な配慮を必要とするもの（医療・教育・福祉の一部）に限定している。

今回の見直しにおいては、このような観点をも踏まえつつ、さらに消費税の持つ所得に対する逆進性を緩和し、社会政策的配慮を充実する等の見地から、一般的な非課税範囲の拡大、小売段階非課税及び特別低税率の設定並びに年金受給者の所得減税を行うこととした。

まず、消費税においては、以下の措置を講ずることとした。

第一に、人の生命に対する国民感情に配慮する見地から、出産費用及び火葬・埋葬料を非課税とした。

第二に、学校教育に係る父兄の負担を軽減する見地から、入学金、施設設備費、学籍証明書等手数料及び教科用図書の譲渡を非課税とした。

第三に、社会的弱者への配慮を充実する等の見地から身体障害者用物品の譲渡等並びに第2種社会福祉事業及び在宅サービスを非課税とした。

第四に、所得に対する逆進性の緩和の要請と我が国の住環境の現状を踏まえ、個人に対する住宅の貸付けを非課税とした。

第五に、所得に対する逆進性及び家計に及

ぼす影響を緩和するために最も効果のある手段として、食料品について特例を設けることとし、その際の経済取引に与える影響の大きさ等を様々な観点から考慮のうえ、全食料品の小売段階の譲渡を非課税とするとともに、全食料品の事業者間の譲渡について、特別低税率（1.5パーセント）を設定した。

次に、所得税及び個人住民税において、年金受給者への配慮を充実するとの見地から、公的年金等控除額を引き上げ、年金受給者の税負担の一層の軽減を図ることとした。

その措置の詳細は次のとおりである。

### (1) 一般的な非課税範囲の拡大

- 1 助産としての役務の提供を非課税とする。
- 2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に規定する埋葬及び火葬を非課税とする。
- 3 現行の消費税法別表第一第八号に掲げる教育に係る次の料金を非課税とする。
  - ① 入学金
  - ② 施設設備費
  - ③ 学籍証明等手数料
- 4 学校教育法に規定する教科用図書（検定教科書等）の譲渡を非課税とする。
- 5 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、修理及び製造請負を非課税とする。
- 6 社会福祉事業法に規定する第2種社会福祉事業（保育所、助産施設以外）を非課税とする。

（参考）

老人福祉センター経営事業  
 身体障害者福祉センター経営事業  
 母子福祉施設経営事業  
 老人保健施設利用事業  
 児童厚生施設経営事業  
 精神薄弱者福祉ホーム経営事業  
 隣保事業 等

- 7 老人福祉法等に基づく住宅サービスを非課税とする。

（参考）

ホームヘルパー  
 ショートステイ  
 デイ・サービス

- 8 住宅の貸付け（一時的に貸し付ける場

合を除く。)を非課税とする。

(2) 全食料品に対する小売段階非課税及び特別低税率(1.5パーセント)の設定

- 1 小売業者が行う全食料品(酒税法に規定する酒類を除く。以下同じ。)の譲渡を非課税とする。

(注) 非課税となる「小売業者が行う譲渡」の要件については、法令で定める。

- 2 全食料品の譲渡について、1.5パーセントの特別低税率を設定する。

(注1) 右記の全食料品とは、① 人の飲用又は食用に通常供するもの(酒税法第2条第1項に規定する酒類を除く。)、② ①の原料、材料その他①の生産の用に供される動物その他の生物及び食品添加物、③ ①に係る繁殖の用に供される種子その他これに類するものを指す。1においても同じ。

(注2) 1の譲渡に該当するものは、非課税となる。

(3) 年金受給者の所得減税

所得税及び個人住民税において、公的年金等控除額を以下のように引き上げることとする。

① 定額控除の引上げ

65歳以上 100万円(現行 80万円)

65歳未満 50万円(現行 40万円)

② 最低保障額の引上げ

65歳以上 140万円(現行120万円)

65歳未満 70万円(現行 60万円)

(参考) この改正により、年金受給者の所得税の課税最低限は、次のように引き上げられることとなる。

65歳以上の夫婦世帯

321.8万円(現行301.8万円)

65歳未満の夫婦世帯

200.9万円(現行190.9万円)

2. 消費者の立場から指摘された制度上の問題点の是正

現行の消費税の制度等に対しては、消費税の立場から、①消費者の負担した税相当額の一部が国庫に納付されないのではないか、②大企業を中心として事業者が消費税を納税す

るまでの間に運用益を得ているのではないか、③個人消費と事業用消費の税負担にアンバランスがあるのではないか、④事業者の税の円滑な転嫁のための措置については、必要最小限のものに止めるべきではないかとの指摘がなされている。

このような指摘を踏まえ、

第一に、中小零細事業者の納税事務負担に配慮した措置に関しては、消費税の実施状況の実態をさらに十分把握したうえで、公平、明瞭な検討を行うこととした。

第二に、大規模な事業者の消費税の申告・納付については、過度の事務負担が生じないような方法により、その回数を増加することとした。

第三に、個人消費と同様の性質を有する事業用消費について、消費者の負う消費税の負担とのバランスを考慮し、消費者の不公平感の軽減を図るための政策的措置として、消費税の仕入税額控除を認めないこととした。

第四に、臨時、暫定的に措置された転嫁・表示のカルテルの取扱いについては、独禁法に関する特別調査会において、その廃止について検討し、結論を得るものとした。

その措置の詳細は次のとおりである。

(1) 事業者免税点制度、簡易課税制度等の見直し

事業者免税点制度、簡易課税制度等のあり方については、中小零細事業者の消費税の申告・納付等の事務負担に関連する問題であり、申告・納付が一巡する来年5月までの間は、これらの事業者の値決めや事務負担の実態等の把握に努めるべきであり、これらの制度をどう見直すかは、そのような実態把握を十分行ったうえで、検討のうえ提示することとする。

なお、簡易課税制度のみなし仕入率については、実態に合わせ速やかな対応が可能となるよう今回の改正で政令委任事項とする。

(2) 中間申告・納付回数の増加

前課税期間(1年分)の年税額が300万円を超える売上規模の大きい事業者については、中間申告・納付回数を3回(現行1回)に改めることとし、その納税額は原則として前課税期間の年税額の各4分の1ずつ

つとする。この結果、大規模事業者は、3か月に1度（現行半年に1度）申告・納付を行うこととなる。

(3) 個人消費と同様の性質を有する事業用消費についての仕入税額控除の制限

次に掲げる支出に係る事業者の仕入税額控除を認めないこととする。

- 1 交際費等の支出
- 2 一定の乗用自動車の購入費、賃借料等（一時的に借り受ける場合等の料金を除く。）

(4) 共同行為（転嫁・表示カルテル）の取扱い

消費税の導入に伴い、臨時、暫定的に措置された転嫁・表示のカルテルの取扱いについては、転嫁の実現状況等を踏まえ、独禁法に関する特別調査会において、その廃止について検討し、結論を得るものとする。

3. 消費者の利便等に資する措置の実施

消費税の税額表示のあり方については、税制の問題ではなく、価格表示の問題であり、基本的には各事業者が、消費者の対応、商品の性質、支払の態様、取引の形態等に応じ自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではない。

現在、事業者間の取引においては、外税方式が主流となっており、それゆえに転嫁が混乱なく進んでいる。

消費者との取引における表示の問題については、消費税について、価格認識に混乱が生じる、或いは、煩わしいとの消費者からの指摘が多いこと等を踏まえると、消費者の利便、保護という観点から考えることも必要である。即ち、税額が明示されているか否かとは別に消費者にとってどのような表示が便利か又は有益かという観点から考える必要がある。

以上の点を踏まえ、次のような対応を行うこととする。

- (1) 事業者間の取引においては、現在主流となっている外税方式が望ましいので、これが堅持されるよう、配慮する。
- (2) 消費者との取引においては、消費者の利便等に資するため、事業者に対し各商品の最終的な支払額を何らかの形で明示（総額

表示）するよう指導を行い、普及に努めることとする。

4. 消費税の使途の明確化

今回の消費税の見直しに伴い、平成2年度以降、消費税取（国分）を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨規定を定める。

5. 高齢化に対応した公共福祉サービスの充実

消費税導入の趣旨を踏まえ、高齢化に対応してすべての国民が安心してその老後を送ることのできるような施策の充実を図るとの観点に立って、今世紀中に緊急に実施する必要のある次の公共福祉サービスについて、高齢者保健福祉推進10か年戦略として目標を定め、強力にその対策を推進することとする。

- (1) 高齢者のねたきり状態を防止するための施策の充実
- (2) ホームヘルパー、ショートステイ、デイ・サービスの在宅三本柱を中心とする在宅福祉対策の一層の充実
- (3) 高齢者のための施設の緊急整備
- (4) 在宅福祉等充実のための基金の恒久化、高齢者の生きがい対策、総合的な長寿科学研究の推進等
- (5) 10か年の具体的整備目標を設定するに当たっては、これら10か年の総事業費について5兆円を上回る規模を確保すること。

6. 非課税の拡大等に伴う事務処理の円滑化等

非課税の拡大等に伴い発生する事業者の事務負担を軽減するとともに、制度の変更への対応の準備期間を確保する等の観点から、次の措置を実施することとする。

- (1) 消費税関連ソフトウェアの任意償却の適用期限を平成3年3月31日（現行平成2年3月31日）まで1年間延長する。
- (2) 特定事務用機器の即時償却の適用期限を平成3年9月30日（現行平成2年9月30日）まで1年間延長する。
- (3) 簡易課税の選択届出書及び免税事業者の課税選択届出書の提出期限に関し、平成2年12月31日までの間にこれらの書類を提出した場合には、同年10月1日の属する課税

期間からそれぞれの制度を適用する旨の特例を設けることとする。

- (4) 課税売上割合に準ずる割合の承認の時期に関し、平成2年10月1日の属する課税期間の確定申告書の提出期限までに承認を受けた場合には、同日の属する課税期間から当該割合を適用する旨の特例を設けることとする。
- (5) その他所要の経過措置を設けることとする。

## 7. 適用期日

- (1) 一般的な非課税範囲の拡大、小売段階非課税及び特別低税率の設定並びに一定の事業用消費についての仕入税額控除の制限は、平成2年10月1日以降の取引から適用する。
- (2) 公的年金等控除額の引上げは、平成2年分の所得税（個人住民税については、平成3年度分）から適用する。
- (3) 中間申告・納付回数増加は、平成2年10月1日以降開始する課税期間から適用する。

## (付録) 消費税の見直し過程における各意見とその問題点

消費税をめぐる議論の中で、国民の税制に対する関心は今までになく盛り上がった。

そのことを背景に税制全般に関し国民各層において真摯な議論が行われたことは、自由と民主主義を掲げ国民の負託を得て政権を担当する我が党にとっても、極めて有意義なことであったと確信するものである。

消費税の見直しについても国民各層から様々な意見が提起されたが、我が税制調査会においては、見直しの検討過程において党内外を通じ提起された意見については、そのすべてを俎上に載せあらゆる角度から綿密な検討を重ねてきた。

これらの意見のほとんどは、我が国の将来を展望しこの税の意義を御理解いただいたうえで、その真の定着を期して提起されたものであり、各位の御協力に対し、衷心から御礼申し上げるものである。

本日、ここに「消費税の見直しに関する基本方針」を決定するに当たり、これらの様々

な見直しに関する意見のうち採用に至らなかったものについて、以下のとおりその問題点を述べ我が税制調査会の議論の過程を明らかにし、この基本方針についての国民各位の御理解と御協力をお願いするものである。

## 一、非課税取引の拡大等の問題点

### (一) 飲食料品の取引を全段階にわたってゼロ税率の対象とする問題点

1 ゼロ税率は、ゼロパーセントの税率で課税する制度であり、主要先進国ではイギリスだけが採用しているが、イギリスではこの制度を採用した結果、多くの品目にゼロ税率の適用が広がり、付加価値税の税収が半分以下となっている。

このゼロ税率については、他のEC諸国から、EC内部の付加価値税の統合を前にして、是正を求められている。

2 ゼロ税率にすれば、広く薄く負担を求めるといふ消費税の趣旨が根本から崩されるし、また、取返しのつかない巨額な税収の落ち込みが発生する。

さらに、間接税収が極めて落ち込むことになるので、直間比率の見直しの方向に反することになってしまう。

3 飲食料品の売上げにゼロパーセントの課税が行われる事業者は、その仕入れにかかっている消費税の還付を受けられる。

この結果、飲食料品を取り扱う特定の事業者だけに税が還付されることとなり、他の事業者や消費者から不公平との批判が出てくる。

4 飲食料品を取り扱う免税事業者は、税の還付を受けるためには、納税義務者となって売上げ・仕入れの記帳や帳票類の保存を行うことが必要となる。

そのような記帳や帳票類の保存を行わなければ、税の還付は受けられず、仕入税額を自ら負担せざるを得ない（税率がゼロなので、例えば、セリにおいて税額の上乗せをすることはできない。）。

このような事務を零細事業者に負わせるのは現実的でない。

また、飲食料品を取り扱う簡易課税事業者も、税の還付を受けるためには、簡易課税の選択をやめて、新たに仕入れに



ついでに記帳や帳票類の保存等を行うことが必要となる。

即ち、ゼロ税率を採用する場合には、事業者免税点制度や簡易課税制度の存続の理由がなくなる。

- 5 飲食料品を取り扱う企業等から膨大な数の還付申告書が提出される結果、その処理のために税務職員の大幅な増員が必要となり、結局、一旦税を徴収しながらまたその税を還付するという作業のために国民の税金が使われることとなる。

## (二) 飲食料品の取引を全段階にわたって非課税とすることの問題点

- 1 飲食料品を非課税としても、その仕入れの中には、生産資機材、包装費、光熱費、運送費、保管費等があり、それらには消費税がかかっているため、消費者価格は3パーセント下がるわけではなく、現実には、1パーセント強の値下げにとどまるものと思われる。

また、飲食料品の種類や流通経路の違いによってそれらの税額がまちまちであるので、消費者価格の値下げ幅もまちまちとなる。

従って、消費者の側からみれば、非課税となった商品がいくら値下げとなれば適正な値下げと言えるのかが分からない。また、そうであるだけに、現実には、非課税となった分だけの適正な値下げが行われない可能性もある。

- 2 他方、事業者の側からすると、価格に含まれている税額が不明確なため適正な転嫁の実現が困難となるのではないかと大きな不安が付きまとう。例えば、セリにおいては、現在行われているような税額の上乗せができず、農家などは、仕入れにかかっている税を転嫁できず、負担を被る可能性がある。
- 3 輸入品には、国境税調整の国際的慣行により輸出国の間接税はかかっている。従って、輸入の飲食料品は通関時までには税負担を負っていない。一方、国産の飲食料品は、仕入れにかかっている税を負担しているため、輸入の飲食料品に比べて価格競争上不利となる。

例えば、輸入の缶詰は、通関時に課税が行われないので、その時点では3パーセント丸々値段が下がるが、国産の缶詰は、缶詰の缶などにかかっている消費税の分があるので、3パーセント丸々は値段が下がらない。

- 4 非課税となる飲食料品の価格にも隠れた税負担があるので、それを仕入れた飲食店等においてはコストが増加し、結局、飲食サービスの価格が今よりも上昇することとなる。

(注) 生鮮食料品の取引を全段階にわたって非課税とする場合には、右記の問題点に加え、「生鮮食料品」を定義することが極めて困難であること、一旦定義をしても、今度は個々の品物がそれに該当するか否かの判定が困難になること(例・一夜干しの魚、ローファット・ミルク)等の問題がある。

また、「生鮮」という字義に則して、例えば「未加工の食料品」を生鮮食料品の定義とすれば、高級牛肉や松茸は非課税でみそや醤油は課税となるといった問題が発生する。

## (三) 一定金額以下のものを非課税とすることの問題点

- 1 一品単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、食肉等の計り売りのものや詰合せ商品が広範に存在するため、一品とは何か(定義)を決定することが困難となるほか、缶ビールは非課税だが一升瓶の焼酎は課税というアンバランスが発生する。
- 2 一品単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、メーカー等は、既存の商品を一定金額以下の商品に変えたり、新たに一定金額以下の新商品の開発を行うこととなり経済取引に混乱を与える。
- 3 取引単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、分散買いの方がまとめ買いよりも有利となり、スーパー等のレジが混乱する。
- 4 レジ等を使わない又は使えない事業者は、取引ごとの金額を記録することができないため、これらの事業者には、取引

単位の非課税措置は適用できないこととなる。従って、取引単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、業種間の不公平や中小事業者が不利になるという問題が発生する。

- 5 一品単位でも取引単位でも、事業者は、売上げ・仕入れに際して、一定金額以下か否かを区分する必要が生じ、その事務負担は膨大となる。
- 6 一定金額の水準如何によっては税収の大きな欠落が発生する。

四 生活必需品又は日用品を非課税とするこの問題点

- 1 消費税は、消費すなわち生活の規模に応じて負担を求める税であり、生活必需品又は日用品なども含めすべての消費支出を課税の対象にするのが基本的原則である。
- 2 課税と非課税を分ける問題なので、具体的に何が課税で何が非課税なのかをはっきりさせる必要があるが、消費態様や価値観が多様化している現在においては、生活必需品又は日用品の定義について、具体的品目にわたって国民の間におけるコンセンサスを得るのは困難である。

二、ぜいたく品への高率課税の問題点

ぜいたく品の具体的範囲を客観的基準に従って決めることは、以下の理由で困難である。即ち、旧物品税において問題とされていた「何を課税対象として選定するか」ということと同様の問題が生じる。

- (1) 消費態様や価値観が多様化している現在においては、ぜいたく品といっても人によってその具体的内容は様々である。

例えば、衣服に関心の高い人とレジャーに関心の高い人ではぜいたく品の感覚が異なる。

- (2) 仮に、高額なものがぜいたく品だとしても、あらゆる物品・サービスには高額なものがある(例・高級和服、高級洋服、書画・骨董、高級スポーツクラブ、高級美容サービス等)。
- (3) 高額であるか否かの基準は、商品の種類(食料品、衣類、家具、家電製品、乗用車、雑貨等の中の細かい品目)ごとに別々に設定する必要がある。

30万円のダイヤモンドは、一生に一度の婚約用に所得の低い人も買うことはあるが、30万円のセーターは、通常は高所得者しか買わない。

しかし、あらゆる物品・サービスについて高額であるか否かの価格の基準を設定することは到底不可能である。

- (4) ダイヤモンドの販売には、20万円から30万円の婚約指輪の販売が相当含まれていること、かつてはぜいたく品であった乗用車も現在は相当普及してきており地域によっては生活必需品化していること等に鑑みると、特定の物品(例えば、ダイヤモンド)を取り出して高所得者だけが購入するものとして決めつけるわけにはいかない。

(出所) 財政制度審議会総会(第4回) 平成元年12月14日配付資料「自由民主党 平成元年12月1日」(財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」130-144ページ)。

8-105 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成2年度予算における主な措置状況

平成2年1月19日 大蔵省主計局

報告指摘事項	措置状況
1. 社会保障 (1) 医療費の適正化 ・レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。	・指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化 ・健康保険の任意包括適用事業所の促進 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化

報告指摘事項	措置状況
<p>・医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ病院・病床等の適正配置を推進。</p> <p>(2) 老人保健制度の見直し</p> <p>・適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等を内容とする診療報酬支払い方式面での対応により、医療費の無駄を省くとともに、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を推進。</p> <p>・今後の老人医療の費用負担の在り方については、なお論ずべき点が多く、我が国において社会保険方式が十分に定着し、かつ、多くのメリットを有していることを評価しつつ、各保険者の負担の公平にも配慮の上、更に検討。</p> <p>(3) 国民健康保険制度（国保）の見直し</p> <p>・低所得者対策や、医療費の地域格差を是正するための方策について、国と地方の適切な役割分担を導入した昭和63年度の改革事項を前提として、国保制度の長期安定化に資するような制度の見直しを行う。</p> <p>(4) 生活保護</p> <p>・生活保護の一層の適正化</p> <p>(5) 恩給</p> <p>・臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進する。また、新規の個別改善は行わない。</p>	<p>・国保連合会等における審査体制の強化</p> <p>・支払基金における中央審査及び重点審査の拡充</p> <p>・診療報酬の合理化（+3.7%、2年4月実施）</p> <p>・薬価基準の適正化（△2.7%、2年4月実施）</p> <p>・地域医療計画に係る病床規制の実施</p> <p>・長期入院の適正化等老人医療費の適正化</p> <p>・「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進。</p> <p>・2年度から老人保健拠出金の加入者按分率が100%に移行することに伴う被用者保険の拠出金負担増の緩和措置を講じるとともに、老人保健制度の基盤の安定化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>① 元年度補正予算で、厚生年金国庫負担繰延べ措置の返済見合い財源を用いて、厚生保険特別会計に当分の間、資金を設ける。（一般会計から15,000億円を繰入れ）</p> <p>② この資金の運用益を活用して、老人保健制度の基盤安定化のための事業を行う。（2年度においては資金の運用益750億円を充当）</p> <p>① 保険基盤安定制度の確立</p> <p>構造的問題である低所得者対策の観点から、国庫負担を充実し、その安定的制度化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模 1,055億円（2年度）</li> <li>・負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</li> <li>・国庫負担の増額 527億円（2年度）</li> </ul> <p>② 国庫負担の財政調整機能の強化</p> <p>①による国庫負担の増額分については、財政調整機能の強化を図る観点から、財政調整交付金に重点的に配分。</p> <p>③ 高額医療費共同事業に対する都道府県の助成の継続</p> <p>高額医療費共同事業（再保険事業、交付基準額80万円以上）に対する都道府県の助成措置を3年間継続。</p> <p>④ 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担の合理化</p> <p>今回の改正に伴い、老人保健拠出金に対する特例的に高い国庫負担率を50%に引下げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫負担削減額 322億円（2年度）</li> </ul> <p>・不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力。</p> <p>・公務員給与と改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる（2.98%）とともに各種加算を引上げ。</p>

報告指摘事項	措置状況																																								
<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金の国庫負担の繰延べ措置等一般会計から特別会計への繰入れ調整措置は、本来、臨時的な性格のものであり、できる限り継続しない。</li> </ul> <p>2. 文教・科学技術</p> <p>(1) 教育改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革の基本方針を踏まえ、教育関係予算の中で、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処。</li> </ul> <p>(2) 義務教育国庫負担制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを行う必要。</li> </ul> <p>(3) 第5次学級編制及び教職員定数改善計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政事情等を勘案し、その実施を抑制。</li> </ul> <p>(4) 私学助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き総額抑制を図るとともに重点的・効率的配分等内容の見直しを推進。</li> </ul> <p>(5) 義務教育教科書無償給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償化について引き続き検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年度においては、厚生年金国庫負担等の繰入れ調整措置は行わないこととした。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種施策について、効率化・重点化に努めつつ、初任者研修の本格的実施等引き続き教育改革を推進。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員、栄養職員に対する国庫負担については、引き続き検討することとし、国庫負担を継続。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次学級編制及び教職員定数改善計画の実施については、国の財政事情等を考慮しつつ決定。  <table border="1" data-bbox="599 646 1067 815"> <tr> <td colspan="4">(第5次計画分)</td> </tr> <tr> <td>自然減</td> <td>△13,300人</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">40人学級 8,109人 その他 3,854人</td> </tr> <tr> <td>改善増</td> <td>11,963人</td> </tr> <tr> <td>ネット減</td> <td>△1,337人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(初任者研修分) 2,535人</td> </tr> </table> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立大学等経常費補助金及び私立高等学校経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を勘案。  <table border="1" data-bbox="599 938 1067 1036"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学等経常費補助金</td> <td>2,486.5億円</td> <td>→ 2,520.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td>755億円</td> <td>→ 776億円</td> </tr> </table> </li> <li>・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。  <table border="1" data-bbox="599 1117 1067 1230"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金</td> <td>80.5億円</td> <td>→ 80.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td>17.5億円</td> <td>→ 17.5億円</td> </tr> </table> </li> <li>・配分の見直しについては、傾斜配分の強化、経営状況の反映等の観点から検討中。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書有償化問題について引き続き検討することとし、2年度予算では無償措置を継続。  <table border="1" data-bbox="599 1385 1067 1433"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>義務教育教科書購入費</td> <td>436億円</td> <td>→ 396億円</td> </tr> </table> </li> </ul>	(第5次計画分)				自然減	△13,300人	}	40人学級 8,109人 その他 3,854人	改善増	11,963人	ネット減	△1,337人	(初任者研修分) 2,535人					元年度	2年度	私立大学等経常費補助金	2,486.5億円	→ 2,520.5億円	私立高等学校等経常費助成費補助金	755億円	→ 776億円		元年度	2年度	私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	→ 80.5億円	私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	→ 17.5億円		元年度	2年度	義務教育教科書購入費	436億円	→ 396億円
(第5次計画分)																																									
自然減	△13,300人	}	40人学級 8,109人 その他 3,854人																																						
改善増	11,963人																																								
ネット減	△1,337人																																								
(初任者研修分) 2,535人																																									
	元年度	2年度																																							
私立大学等経常費補助金	2,486.5億円	→ 2,520.5億円																																							
私立高等学校等経常費助成費補助金	755億円	→ 776億円																																							
	元年度	2年度																																							
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	→ 80.5億円																																							
私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	→ 17.5億円																																							
	元年度	2年度																																							
義務教育教科書購入費	436億円	→ 396億円																																							

報告指摘事項	措置状況																																																																																	
<p>(6) 国立学校特別会計への繰入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立大学との均衡等を考慮して、国立大学の授業料を適正化。</li> <li>・学部別授業料の導入についても検討。</li> </ul> <p>(7) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種施策の優先順位を十分考慮し、その徹底した見直しを行いつつ、効果的・効率的に推進。</li> </ul> <p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の急速な国際情勢の変化等も踏まえながら、他の歳出項目との調和、正面と後方のバランスに配慮しつつ、引き続き抑制。</li> <li>・後年度負担についても規模の抑制を図ることが重要。</li> </ul> <p>4. 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業関係費については、NTT事業を含めて前年度同水準とされている概算要求基準に沿って予算編成を行うことが適当。</li> <li>・公共事業の事業の実施に当たっては、中長期的に社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分配慮しながら、公共事業の重点化・効率化を図っていくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学の授業料について私立大学との均衡等を考慮して引上げ。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 256 1086 358"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>国立大学授業料 (昼間部の場合)</td> <td>339,600円</td> <td>→ 375,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(平成3年4月入学者から)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部別授業料の導入については、引き続き検討。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進、フロンティア研究、創造的科学技术推進事業の実施等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的・効率的な科学技術施策の推進に配慮。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 574 1086 651"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興費</td> <td>4,480億円</td> <td>→ 4,755億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.4%</td> <td>6.1%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円安・原油高等の要因はあるものの、最近の国際情勢等を勘案し、全体規模の圧縮に努力。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 748 1086 850"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>39,198億円</td> <td>→ 41,593億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.9%</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比)</td> <td>1.006%</td> <td>0.997%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後年度負担</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 873 1086 950"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>後年度負担</td> <td>27,616億円</td> <td>→ 29,263億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.6%</td> <td>6.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業関係費については、NTT事業を含めて前年度と同水準を確保。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 1040 1086 1143"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>74,274億円</td> <td>→ 74,447億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.0%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>うちNTT分</td> <td>12,300億円</td> <td>→ 12,300億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業別配分に当たっては、下水道、公園等をはじめとした生活関連事業等に配慮。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="612 1214 1086 1479"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>下水道・環境衛生等</td> <td>11,917億円</td> <td>→ 11,997億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.6%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>うち公園等</td> <td>1,464億円</td> <td>→ 1,514億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.8%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>    { 公園</td> <td>1,200億円</td> <td>→ 1,211億円</td> </tr> <tr> <td>        { 市街地再開</td> <td>264億円</td> <td>→ 303億円</td> </tr> <tr> <td>        { 発等</td> <td>9.5%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>74,274億円</td> <td>→ 74,447億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.0%</td> <td>0.2%</td> </tr> </table>		元年度	2年度	国立大学授業料 (昼間部の場合)	339,600円	→ 375,600円		(平成3年4月入学者から)			元年度	2年度	科学技術振興費	4,480億円	→ 4,755億円		7.4%	6.1%		元年度	2年度	防衛関係費	39,198億円	→ 41,593億円		5.9%	6.1%	(対GNP比)	1.006%	0.997%		元年度	2年度	後年度負担	27,616億円	→ 29,263億円		6.6%	6.0%		元年度	2年度	公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円		2.0%	0.2%	うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円		元年度	2年度	下水道・環境衛生等	11,917億円	→ 11,997億円		2.6%	0.7%	うち公園等	1,464億円	→ 1,514億円		3.8%	3.4%	{ 公園	1,200億円	→ 1,211億円	{ 市街地再開	264億円	→ 303億円	{ 発等	9.5%	14.8%	公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円		2.0%	0.2%
	元年度	2年度																																																																																
国立大学授業料 (昼間部の場合)	339,600円	→ 375,600円																																																																																
	(平成3年4月入学者から)																																																																																	
	元年度	2年度																																																																																
科学技術振興費	4,480億円	→ 4,755億円																																																																																
	7.4%	6.1%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
防衛関係費	39,198億円	→ 41,593億円																																																																																
	5.9%	6.1%																																																																																
(対GNP比)	1.006%	0.997%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
後年度負担	27,616億円	→ 29,263億円																																																																																
	6.6%	6.0%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円																																																																																
	2.0%	0.2%																																																																																
うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
下水道・環境衛生等	11,917億円	→ 11,997億円																																																																																
	2.6%	0.7%																																																																																
うち公園等	1,464億円	→ 1,514億円																																																																																
	3.8%	3.4%																																																																																
{ 公園	1,200億円	→ 1,211億円																																																																																
{ 市街地再開	264億円	→ 303億円																																																																																
{ 発等	9.5%	14.8%																																																																																
公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円																																																																																
	2.0%	0.2%																																																																																

報告指摘事項	措置状況
<p>5. 政府開発援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4次中期目標を踏まえつつ、他の経費とのバランスにも十分配慮するとともに効果的・効率的な援助とするため、適切な評価や実施体制の充実、その内容の一層の改善に努めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい財政事情、他の経費とのバランス、第4次中期目標に沿ったODAの着実な拡充を図る必要性を総合勘案。 <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>一般会計ODA予算 7,557億円 → 8,175億円</li> <li>7.8% 8.2%</li> </ul> </li> <li>効果的・効率的な援助の促進のため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 評価のための予算の拡充と評価体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省に「評価室」、国際協力事業団に「評価監理課」を新設</li> </ul> </li> <li>② 援助実施体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省の経済協力担当 22人増</li> <li>国際協力事業団の定員 44人増</li> <li>援助人材育成振興費（新規） 5億円</li> </ul> </li> <li>③ 援助の事前調査の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>国際協力事業団に無償資金協力関係の「調査審査課」を新設</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>6. 中小企業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の優先順位の選択を厳しく行いつつ、資金の重点的配分に努め、引き続き全体として総額の抑制を図るべき。</li> <li>今後の中小企業施策の展開に当たっては、中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて効果的・効率的な推進に努めることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業対策費 <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>1,942億円 → 1,943億円</li> <li>△0.5% 0.1%</li> </ul> </li> <li>中小企業の活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>地域産業活性化推進事業 — → 12億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業による地域の産業おこしの芽の起業化の支援</li> </ul> </li> <li>融合化開発促進事業等 15億円 → 16億円 <ul style="list-style-type: none"> <li>異業種間の経営資源の融合化を通じた新分野開拓の支援 18.5% 6.8%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>7. エネルギー対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の優先順位を厳しく見直す等により特別会計歳出を極力圧縮し、もって一般会計から特別会計への繰入れを抑制するよう努力することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計から石特会計への繰入れ <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>(要求) (決定)</li> <li>3,660億円 → 4,100億円 → 3,880億円</li> </ul> </li> </ul>
<p>8. 農業</p> <p>(1) 食糧管理制度</p> <p>① 生産者及び消費者米麦価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の米麦価の決定を通じ内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減と併せて、米麦についてコスト逆ざやを更に縮小。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食糧管理費 <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>4,182億円 → 3,952億円</li> <li>△ 6.7% △ 5.5%</li> </ul> </li> <li>政府管理経費の縮減 <ul style="list-style-type: none"> <li>元年度 2年度</li> <li>食糧事務所定員 13,376人 → 12,786人</li> <li>△ 650人 → △ 590人</li> </ul> </li> </ul>

報告指摘事項	措置状況																																																		
<p>② 自主流通米助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主流通米助成の大宗をなす良質米奨励金の在り方の見直し</li> </ul> <p>③ 水田農業確立後期対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3次の過剰を回避するとの観点からの適切な米の生産調整</li> <li>生産者・生産者団体の主体的責任を持った取組み</li> <li>対策期間終了時（平成4年度末）における転作奨励金依存からの脱却</li> </ul> <p>(2) その他の農業関係予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の農業関係予算についても、農村地域の持つ多面的役割にも配慮しつつ、施策の重点を中核農家等に置くこと等を通じ、合理化・重点化を進める。</li> </ul> <p>9. 国鉄改革</p> <p>(1) 長期債務等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期債務等の処理がいわば金利との競争であることを考慮し、12月19日の国鉄長期債務等の具体的処理方針についての閣議決定に沿った土地及びJR株式の早期かつ有利な処分等、諸般の施策を速やかに推進する必要。</li> </ul>	<p>(参考) 米麦価の推移</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">米価</th> <th colspan="2">麦価</th> </tr> <tr> <th>生産者</th> <th>消費者</th> <th>生産者</th> <th>消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△1.2</td> <td>△5.0</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>△5.95</td> <td>△2.5</td> <td>△4.9</td> <td>△6.2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>△4.6</td> <td>△1.5</td> <td>△4.6</td> <td>△8.0</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△3.5</td> <td>△4.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>良質米奨励金の取扱いについては、最近の自主流通米の増加傾向、現在検討中の自主流通米の価格形成の場の設定等政府米と自主流通米の在り方をどうするかなど農政上の課題の一環として今後早急に検討。</li> <li>転作等目標面積 83万ha（作柄、在庫数量等に応じ、調整することがある） （前期対策 77万ha＋米需給均衡化緊急対策30万<sup>ト</sup>）</li> <li>生産者、生産者団体の主体的取組の方策として、転作等目標面積の地域間調整を可能とする仕組みの創設。</li> <li>水田農業確立助成補助金（いわゆる転作奨励金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額（一般作物）</td> <td>20千円/10a</td> <td>→ 14千円/10a</td> </tr> <tr> <td>総額（一般会計）</td> <td>1,711億円</td> <td>→ 1,511億円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>中核農家等に対する融資制度の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地利用型農業経営体質強化資金の創設（融資枠 500億円）</li> <li>② リーフ資金の金利負担の軽減（融資枠 200億円）</li> </ol> </li> <li>低コスト化水田農業大区画圃場整備事業の拡充 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>21億円</td> <td>→ 45億円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>農業農村活性化農業構造改革事業の発足 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0億円</td> <td>→ 89億円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>① 土地売却の促進を図るため、不動産の共有持分権に変換する予約権付の長期低利の借入を行う方式（不動産変換ローン）を梅田駅（南）等の中規模用地数ヶ所について実施するとともに、住都公団等への売却を促進すること等により、土地売却収入を要求5,000億円に対し、5,000億円積み増し1兆円とする。</li> <li>② 国庫助成1,510億円、新幹線鉄道保有機構からの収入2,355億円等に加え、上記のように土地処分収入1兆円を確保すること等により、長期債務等から発生する金利等（1.4兆円）を賄い、金利が金利を生む形で債務等が累増することを防止。</li> </ul>		米価		麦価		生産者	消費者	生産者	消費者	61	—	—	△1.2	△5.0	62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2	63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0	元	—	—	△3.5	△4.6		元年度	2年度	基本額（一般作物）	20千円/10a	→ 14千円/10a	総額（一般会計）	1,711億円	→ 1,511億円		元年度	2年度		21億円	→ 45億円		元年度	2年度		0億円	→ 89億円
	米価		麦価																																																
	生産者	消費者	生産者	消費者																																															
61	—	—	△1.2	△5.0																																															
62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2																																															
63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0																																															
元	—	—	△3.5	△4.6																																															
	元年度	2年度																																																	
基本額（一般作物）	20千円/10a	→ 14千円/10a																																																	
総額（一般会計）	1,711億円	→ 1,511億円																																																	
	元年度	2年度																																																	
	21億円	→ 45億円																																																	
	元年度	2年度																																																	
	0億円	→ 89億円																																																	

報告指摘事項	措置状況								
<p>(2) 鉄道共済年金問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成2年度以降毎年3,000億円の赤字が生ずる鉄道共済年金について、適切に対処することが必要。</li> </ul> <p>(3) 超電導磁気浮上方式鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件が技術開発の問題であって、将来の営業線の建設とは別問題であることに留意する必要。</li> <li>将来の問題として、営業線の建設については、JR自らが経営判断する問題であり、また国鉄改革の趣旨等を勘案すれば、国がその建設費等を助成することは不適當。</li> </ul> <p>10. 地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き国と同一基調により経費の節減合理化を図り、地方財政計画の歳出の増加を抑制する必要。</li> <li>特に、平成2年度においては平成元年度に引き続き大幅な財源余剰が見込まれることから、財政体質の早期の健全化を図るため交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の返済及び財源対策債償還基金の積増しを図る必要。</li> <li>「ふるさと創生関連施策」に関しても、施策の効果について十分吟味検討しつつ、財政節度を保った適切な措置を講ずる必要。</li> </ul>	<p>③ 事業団の保有する帝都高速度交通営団に対する出資持分（再評価後 9,372億円）及び同額の有利子債務を一般会計に承継することにより、債務元本の償還に向けて第一歩を踏み出し、債務等の償還の基盤を確立。</p> <p>(注) 元年度補正予算においては、債務の累増を防止するため、国庫助成4,500億円を追加計上したところである。</p> <p>(参考) 長期債務等の推移  62年度首 63年度首 元年度首 2年度首 2年度末  25.5兆円→26.1兆円→26.9兆円→27.1兆円→26.2兆円  (実績見込) (見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第116回国会で成立をみた国共法改正法、制度間調整法等に基づき、適切に対処。</li> <li>実用化に向けて、山梨に新実験線（長さ約43km、建設及び実験期間 2～9年度）を建設し、所要の技術開発を推進。 <table border="0" data-bbox="656 695 946 743"> <tr> <td>2年度事業費</td> <td>189.94億円</td> </tr> <tr> <td>うち国庫補助金</td> <td>20.17億円</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>(参考) 全体事業費等の見込み  全体事業費 約 3,500億円  うち国庫補助金 約 489億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 <table border="0" data-bbox="613 987 1067 1084"> <tr> <td>歳出総額</td> <td>約 67兆2,000億円程度 (7.0%増)</td> </tr> <tr> <td>同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き</td> <td>約 55兆1,000億円程度 (4.6%増)</td> </tr> </table> </li> <li>2年度の地方財政取支見通しは、昨年度に引き続き大幅な財源余剰（3兆4,859億円）となり、これを地方財政の中期的な健全化等を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交付税特会借入金の返済 1兆4,106億円</li> <li>② 財源対策債償還基金の積増し 2兆753億円</li> </ol> の措置に充当</li> <li>2年度においては、「ふるさと創生」関係の地方財政措置として、平成元年度のいわゆる1億円事業に引き続き、1億円事業に基づき市町村及び都道府県が行うソフト事業及びハード事業を支援する「地域づくり推進事業」（ふるさと創生推進事業）を創設。</li> </ul>	2年度事業費	189.94億円	うち国庫補助金	20.17億円	歳出総額	約 67兆2,000億円程度 (7.0%増)	同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き	約 55兆1,000億円程度 (4.6%増)
2年度事業費	189.94億円								
うち国庫補助金	20.17億円								
歳出総額	約 67兆2,000億円程度 (7.0%増)								
同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き	約 55兆1,000億円程度 (4.6%増)								



報告指摘事項	措置状況
<p>11. 補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の整理合理化に当たっては、今般の国と地方の関係等に関する臨時行政改革推進審議会の答申における指摘をも勘案しつつ、今後とも不断の見直しを行っていく必要。</li> <li>地方公共団体間の財政力格差の是正、財政資金の効率的使用等の観点から、普通交付税不交付団体に対する補助金等について、富裕団体調整を引き続き推進することが必要。</li> </ul> <p>12. 人件費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の廃止・縮小、零細補助金等の整理、類似補助金等の統合・メニュー化等の整理合理化を推進し、補助金等の総額を抑制。</li> <li>補助金等の性格・内容を勘案しつつ財政資金の効率的使用の観点等から、これまでの調整措置の政令市への拡大、調整の対象補助金の拡充等の措置を講ずる。</li> <li>第7次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し増員を厳に抑制することにより、引き続き国家公務員数の縮減を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">元年度      2年度</p> <p>（国家公務員定数（純減）    △3,069人→ △3,148人）</p>

（出所）『「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成2年度予算における主な措置状況  
平成2年1月19日 大蔵省主計局 財政制度審議会総会（第6回）平成2年1月19日配付資料(2)（財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」179-187ページ）。

**8-106 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案について**

平成3年2月大蔵省

**1. 法律案の趣旨**

湾岸地域における平和回復活動を支援するため、湾岸平和基金に対し平成2年度一般会計補正予算（第2号）に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入によって償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものである。

**2. 法律案の概要**

(1) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例（2年度一般会計歳入

1,125億円）

平成2年度一般会計補正予算（第2号）の歳出の財源に充てるため、同年度に外国為替資金特別会計から1,125億円を一般会計に繰り入れることとする。

(2) 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例（3年度国債整理基金特別会計歳入 2,017億円 4～6年度同特別会計歳入 992億円）

臨時特別公債の償還に充てるため、平成3年度に2,017億486万5千円、平成4年度から平成6年度までの間に991億6,166万5千円を一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れることとする。

(3) 臨時特別税の創設（3年度税収（国債整理基金特別会計歳入） 6,520億円、4年度税収（同特別会計歳入） 160億円、合計 6,680億円）

① 法人臨時特別税（3年度税収 4,360億円、4年度税収 40億円、合計 4,400億円）

イ) 納税義務者：法人税が課税される法人  
ロ) 課税標準：各事業年度の基準法人税額から300万円を控除した残額

- ハ) 税率：2.5%
- ニ) 適用期間：1年間（平成3年度中に終了する事業年度）
- ② 石油臨時特別税（3年度税収 2,160億円、4年度税収 120億円、合計 2,280億円）
- イ) 課税物件：原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素
- ロ) 税率：原油、輸入石油製品1,020円/kl、天然ガス360円/t、その他のガス状炭化水素335円/t
- ハ) 適用期間：1年間（平成3年4月から4年3月まで）

**(4) 臨時特別公債の発行等**（2年度一般会計歳入 9,689億円）

平成2年度の一般会計補正予算（第2号）の歳出の財源に充てるため、国会の議決を経た金額の範囲内で、上記(2)の一般会計からの繰入金及び(3)①②の臨時特別税の収入によって償還すべき公債（臨時特別公債）を発行することとし、発行した臨時特別公債及びその借換債は、平成6年度までの間に償還するこ

ととする。

**(5) 臨時特別税収の用途等**

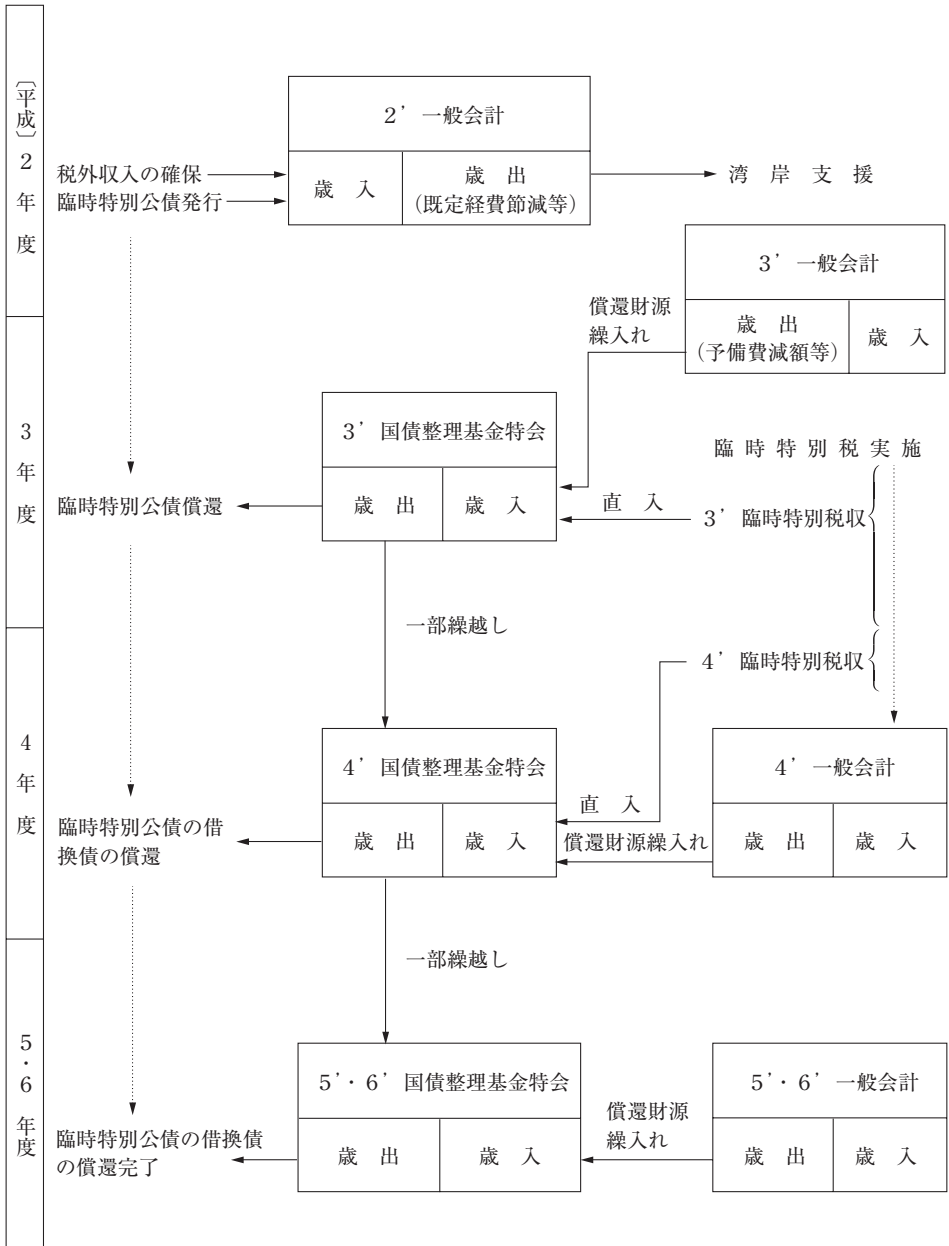
平成3年度及び平成4年度の臨時特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとし、当該税収及び平成3年度から平成6年度までの間の一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の元本相当分の償還の財源に充てることとする。

**3. 法律案の成立時期**

本法律案は、平成2年度補正予算（第2号）と一体不可分の財源法案であり、補正予算と合わせて早期に成立することが是非とも必要である。

(出所)「湾岸地域における平和回復運動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案について 平成3年2月 大蔵省」財政制度審議会総会（第6回）平成3年2月22日配付資料(3)（財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」308ページ）。

8-107 湾岸支援に係る財源措置の基本スキーム



(注) 「'」は平成の各年度を表す。

(出所) 財政制度審議会総会(第6回)平成3年2月22日配付資料(3)(財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」309ページ)。

## 【平成3年度】

## 8-108 平成3年度の財政事情

(単位：億円)

	2年度		3年度		備考
	(予算)	元・→2・ (中期展望)	2・→3・ (中期展望)	2・→3・	
(歳入)					
税	580,040	69,940	599,800	19,700	
税外収入	13,396	3,464	11,200	△2,200	
N T	13,000	0	0	△13,000	
公債	55,932	△15,178	51,900	△4,000	
特別公債	0	△13,310	0	0	
建設公債	55,932	△1,868	51,900	△4,000	
計	662,368	58,226	662,900	500	
(歳出)					
国債	142,886	26,237	151,000	8,100	○3・概算要求額(2・→3・概算要求額) 163,229 (20,343)
地方交付税	152,751	19,063	163,500	10,700	(うち元・剰余金3,121) 165,502 (12,751)
N T	13,000	0	13,000	0	13,000 ( 0)
一般歳出	353,731	12,926	372,000	(5.2%)	369,427 (15,696) (4.4%) (注) このほか概算要求に含まれていない
経常部門	281,099	12,400	298,700	18,269	給与・年金・共済・恩給に係る追加分
投資部門	72,632	526	73,300	17,601	を加えた実質的な要求の増加額は2兆
計	662,368	58,226	699,500	668	(これに対する要望額合計11,581) 711,158 (48,790) (7.4%)
要調整額			36,600	37,100	

(注) 3年度の計数は、「財政の中期展望」(2年3月7日予算委員会提出資料) によっている。

(出所) 財政制度審議会総会(第2回) 平成2年9月14日配付資料②「最近の財政事情について 平成2年9月14日 大蔵省主計局」1. (財政制度審議会「平成2

年度 財政制度審議会資料集 総会編」35ページ)。